

株主総会資料の書面交付請求を 株式等振替制度を利用して行う案について

平成30年7月4日

株式会社 証券保管振替機構

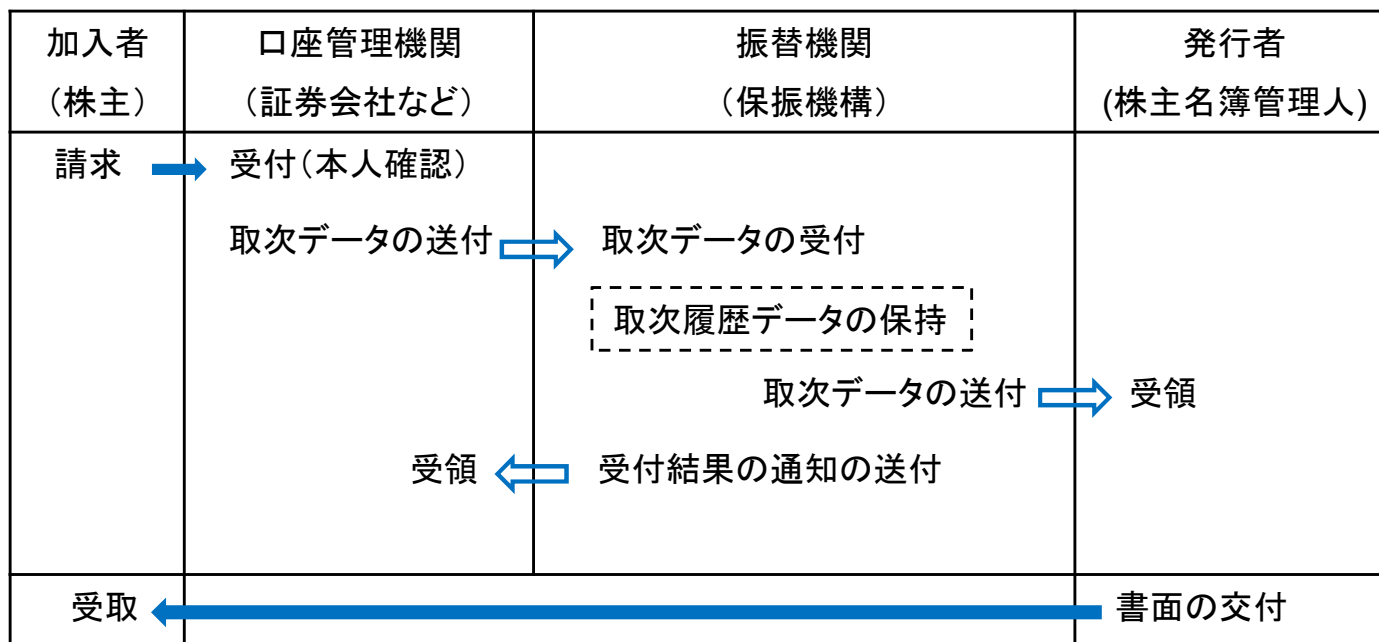
※この資料は、第6回法制審議会会社法制部会（平成29年10月4日）の弊社提出資料【参考資料28】に、本日の【資料23】の内容による影響を追記したものです。

I	配当金参考案	2
II	共通番号参考案	4
III	両案の比較	6
IV	両案に共通の論点	7

I 配当金参考案 (1) 想定フロー

現在、加入者は、配当金を、銘柄ごとにあらかじめ指定した金融機関口座で受け取ることができる。この場合、加入者から発行者への金融機関預金口座情報などの通知を、口座管理機関及び保振機構を経由して行う制度がある。これを参考に、書面交付請求の仕組みを想定すると、以下のようなフローとなる。

【イメージ図】



- ① 加入者は、口座管理機関に対して、書面交付請求の取次を依頼する。(銘柄単位)
※取消も同様の方法で行う。
- ② 口座管理機関は、その都度、保振機構に取次データを送付する。
- ③ 保振機構は、その都度、発行者(株主名簿管理人)に取次データを送付する。
- ④ 書面は、発行者(株主名簿管理人)から加入者に交付される。

【部会資料23の内容を反映する場合の影響】

・A案では、上記のフローに、①名簿株主から株主名簿管理人に対する書面交付請求、及び②発行者から株主に対する撤回に係る催告等が加わるが、いずれも振替機関及び口座管理機関は関与しないため、上記のフローに影響はない。

I 配当金参考案 (2) 留意点

- i. 加入者は、銘柄ごとに書面交付請求を行う必要がある。
- ii. 請求後の基準日に加入者が株式を保有していない場合、請求の履歴は破棄される。加入者が基準日をまたいで再取得した場合は、再度、請求を行う必要がある。
- iii. 口座管理機関は、名寄せが行われた場合、他の口座管理機関を通じた請求又は取消の状況を知ることができない。このため、加入者が自身の請求の状況を知るためには、株主名簿管理人に問い合わせる必要がある。

【部会資料23の内容を反映する場合の影響】

・A案では、名簿株主から株主名簿管理人に対する書面交付請求が可能となるため、名寄せが行われていない場合でも、口座管理機関で状況を把握することは困難になる。

- iv. 株主名簿管理人に対する請求データの通知後、当該

株主について名寄せ解除（※）が発生した場合、株主名簿管理人は、名寄せ解除後の株主のいずれが請求を引き継ぐべきかを判断できない。このため、例えば、名寄せ解除が発生した場合には、いずれも請求があったものとして取り扱う等の取決めが必要となる。

（※）「名寄せ解除」は、名寄せされている加入者情報のグループのうちの一部が、その内容の変更（代理人の選任や変更等）により、名寄せの基準を満たさなくなり、従前の加入者情報のグループから分離して別の加入者情報のグループを構成する（別の株主として扱われる）ことをいう。

【部会資料23の内容を反映する場合の影響】

・A案では、名簿株主から株主名簿管理人に対する書面交付請求が可能となるが、請求時点で名寄せされている株主について名寄せ解除が発生した場合、いずれも請求があったものとして取り扱うこととなると思料する。

・振替制度を通じた書面交付請求についても、同様に、名寄せ解除が発生した場合はいずれも請求があったものとして取扱うことが望ましい。

Ⅱ 共通番号参考案 (1) 想定フロー

現在、加入者が口座管理機関に届け出た共通番号（マイナンバー）について、口座管理機関が保振機構に登録し、発行者が必要に応じてそれを照会する制度がある。これを参考に、書面交付請求の仕組みを想定すると、以下のようなフローとなる。

※ 保振機構は、共通番号を、加入者情報とは別のデータベースで管理している。

【イメージ図】

加入者 (株主)	口座管理機関 (証券会社など)	振替機関 (保振機構)	発行者 (株主名簿管理人)
請求	受付(本人確認) 取次データの送付	取次データの受付 取次履歴データの保持	
	受領	受付結果の通知の送付 照会結果の通知の送付	請求の照会の送付 受領
受取			書面の交付 受領

【部会資料23の内容を反映する場合の影響】

・B案では、上記のフローのうち、⑤の「照会日時点」が「基準日時点」とされているが、この変更の影響は軽微である。

- ① 加入者は、口座管理機関に対して、書面交付請求の取次を依頼する。
(加入者単位)
※取消も同様の方法で行う。
- ② 口座管理機関は、その都度、保振機構に取次データを送付する。
- ③ 保振機構は、取次データを、加入者情報とは別のデータベースで管理する。
- ④ 発行者（株主名簿管理人）は、必要に応じて、保振機構に、銘柄ごとに照会を行う。
- ⑤ 保振機構は、照会された銘柄の直近の基準日における株主の中で、照会日時点で書面交付請求を行っている株主の一覧を通知する。
- ⑥ 書面は、発行者（株主名簿管理人）から加入者に交付される。

Ⅱ 共通番号参考案 (2) 留意点

- i. 書面交付請求は、加入者ごとに行われることとなり、銘柄ごとに書面の可否を選択することはできない。
- ii. 共通番号の場合、発行者が共通番号を必要とする株主を特定して照会するが、この案では、銘柄毎の照会に対して、請求を行っている株主（※）の一覧を発行者に通知することを想定しているため、株主の特定は不要である。

（※）株主が複数の口座管理機関に対して異なる対応（「書面交付請求」又は「取消」）をしている場合には、直近のものを採用することを想定している。

- iii. 口座管理機関は、名寄せが行われた場合、他の口座管理機関を通じた請求又は取消の状況を知ることとはできない。このため、加入者が自身の請求の状況を知るためには、株主名簿管理人に問い合わせる必要がある

- iv. 3月末を基準日とする総株主通知の直後は、株主名簿管理人による照会が集中することが想定されるため、システム上、日毎に照会可能銘柄数を制限しなければならない可能性がある。

【部会資料23の内容を反映する場合の影響】

・保振機構は、株主（加入者）と直接的な関係を持たないことから、仮にB案で書面交付請求権の期限を設ける場合、保振機構から個々の株主に対して直接、通知を行うことはない。

Ⅲ 両案の比較

	配当金参考案	共通番号参考案
加入者による請求の単位	銘柄ごと	加入者ごと
株主名簿管理人への通知の時期	加入者の請求の都度	発行者の任意の時期（株主総会における議決権行使に係る基準日の総株主通知後を想定）
株主名簿管理人への通知の単位	請求単位（加入者ごと、かつ、銘柄ごと）	銘柄単位（銘柄ごとの書面交付請求を行っている株主）
株主名簿管理人における管理	銘柄ごと、株主ごとに常時管理（変更、取消、名寄せ解除等の都度、更新）	必要な時に一括して取得可能
<u>システム対応コスト</u>	<u>仕様は未定であるが、両案に著しい差異はないと見込まれる。</u>	

IV 両案に共通の論点

- i. 振替制度を利用する場合には、口座管理機関が株主の窓口となり、システム対応や事務対応を行わなければならないため、検討を進めるに当たっては、口座管理機関の合意が必要である。
- ii. 振替制度を利用する場合には、システム対応や事務対応に要する新たなコスト負担に関する関係当事者の合意が必要である。
- iii. 保振機構では、現在、サービスの向上を図るべく、2020年の稼働を目標に、システムの大規模なリプレースに取り組んでいる。これを安全・確実に完遂することが最大の経営課題であり、振替制度を利用する場合、対応に着手する時期は、新システムの安定稼働の後となる見込みである。

以 上